



熊谷東ロータリークラブ会報



「みんなで参加しよう」

会長：清水 利夫 会報情報委員長：浅井 純次
幹事：宮川 進 会長エレクト：野澤 正春

国際ロータリー会長：ステファニー A. アーチック
第2570地区ガバナー：五十幡 和彦

〒360-0037 熊谷市筑波2-28-2 三和ビル2F
TEL.048-525-3025 FAX.048-525-7011
office@kumagaya-east-rc.com
例会日：水曜日12時30分/月末は夕刻例会 18時30分

通算 第2143回 クラブ協議会 (今後について)

令和6年9月4日

◎司会：中山 康徳 正 SAA ◎点鐘：清水会長

会長挨拶

清水 利夫 会長



知って得する身近な法律 (6)

相続法の必要性

1、無主物先占

現在の民法第 239 条では、次のように定められています。
「①所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

②所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」

これを具体的事例で説明すると、次のとおりになります。

イ、魚釣りついで、魚を釣り上げた場合

ロ、被相続人が不動産を所有していたが、相続人全員が放棄手続きをしてしまった場合

2、相続人の権利の承継

民法第 896 条では、次のように定められています。

「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」

3、無主物回避の民法上の手当

本来は、被相続人によって所有されていたものが、死亡と同時に無主物となってしまうと、実力による奪い合いが始まってしまう。

民法は、このような事態を避けるため、このような法律の手当を行っています。

つまり、相続法は、無主物の発生を回避する為、法律上の手当を行っているということが出来ます。

遺失物法

①物件の返還を受ける遺失者は、その取得物の 5%～20%の報労金を取得者に支払わなければならない (法 28 条)

②請求権の時効

物件の遺失者に返還後 1 ヶ月を経過した後は、報労金の請求をすることができない (法 29 条)

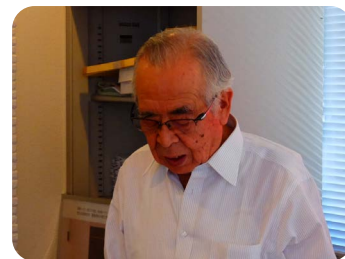
③拾得者の権利取得

公告後 3 ヶ月以内に所有者が判明しないときは、拾得者が拾得物の所有権を取得する (民法 240 条)

④物件を取得した者は 2 ヶ月以内に警察署長から物件を引き取らないと (取得した) 所有権を失う (法 36 条)

幹事報告

宮川 進 幹事



地区事務所より

- ・バギオだより 9月号 (No.104)
- ・2025 国際大会 カナダ (カルガリー・バンクーバー) 6日間の旅の案内 2025.6.21～6.26
- ・ロータリー文庫運営委員会より 2023 年度決算報告書と予算書
- ・第 3 回会長幹事会 令和 6 年 10 月 7 日 (月) 18:30～ キングアンバサダーホテル

例会日	出席	欠席	MU	出席率
9.4	7	10	0	42%

〈本日 9/18 のプログラム〉

ガバナー補佐訪問
田中哲夫氏 (熊谷 RC)

第3回 理事会

1. 田中ガバナー補佐訪問時クラブ決定事項（本年度にて解散する件）を伝える。**承認**
2. 10月9日 五十幡ガバナー公式訪問について
9/11 打ち合わせ後
3. 9・10月プログラムの件 （別途）

親睦委員会

中山 康徳 副委員長



浅井純次会員・市川富夫会員 おめでとうございます。



ニコニコ BOX

市川 富夫 委員長



清水会長・野澤副会長・宮川幹事

浅井純次会員・市川富夫会員 誕生日おめでとう！

会員の皆様、本日のクラブ協議会よろしくお祈いします。

清水利夫会長

本日は、クラブ協議会です。活発な、ご意見をお願いします。

浅井純次会員

今月で65才になります。色々と周りで変化があります。

中山康徳会員

本日は9月に入り、だいぶ涼しくなりましたが、夏ばてにならない様、気をつけてください。

市川富夫会員

誕生日祝、ありがとうございます

ニコニコ BOX	本日	累計
9.4	¥11,000	¥114,000

〈次回 9/25 のプログラム〉

夕刻家族移動例会